第１表

７三鷹東台小第９３号
令和８年３月１０日

三鷹市教育委員会　様

学校名　鷹南学園三鷹市立東台小学校
校長名　大木　　美香　　（公印省略）

令和８年度　校内通級教室の教育課程について（届）

このことについて、学校教育法施行規則第１４０条の規定に基づき、校内通級教室による指導を下記のとおりお届けいたします。

記

１　校内通級教室の教育目標

・自分の良さや課題に気付き、自分に合った学びを通して、何事にも意欲的に取り組める児童
・自分や相手の気持ちに気付き、円滑な集団生活を送るための素地を養うとともに、周囲の人々と豊かな関係性を築くことができる児童
・心身ともに健康で明るく、困ったときに援助を求めることができる児童

２　教育目標を達成するための基本方針

・保護者、在籍学級担任及び巡回指導教員で情報共有し、児童の障がい状態や生活、学習環境等を踏まえ、個に応じた指導・支援の充実を図る。
・児童の実態を的確に把握するとともに、校内通級教室で目指す姿を明確にし、個別指導計画と個別の教育支援計画に位置付け、定期的な評価に基づき、児童各々の課題改善を図る。
・個々の児童が自立を目指し、障がいに基づく種々の困難を主体的に改善・克服できるように、それぞれの実態に合わせた自立活動の内容を設定する。
・在籍学校での学校生活に対して、校内委員会を中心とした実効性のある指導・支援の協働体制を構築する。
・原則の指導期間を意識して、指導の成果を振り返ることによって指導目標の達成を確認する。

３　指導の重点

・自立活動の内容や児童一人ひとりの実態を踏まえ、学習態勢（着席、注視、傾聴、模倣、簡単な指示理解・指示の受け入れ、参加態度）の確立、自己の理解と行動の調整、他者の意図や感情の理解、状況理解と変化への適切な対応、集団参加の基礎、姿勢と運動・動作の基本的技能、作業に必要な動作と円滑な遂行などを重点に指導する。
・巡回指導教員と在籍学級担任が連携し、校内通教室の学習で身に付けた事柄について、日常生活の中で汎化を図るとともに、教育活動全体を通して集団生活に参加する能力や態度を育て、社会性の向上や生活経験の拡大につなげる。

４　その他の配慮事項

・児童の課題や特性に応じて指導時間数を設定する。
・効果的に校内通級教室の指導を行うために指導形態として個別指導と小集団指導を併用する。
・家庭との連携を図るために、保護者会や年３回の個人面談、年２回の授業公開を実施するとともに、連絡帳の利用や個別指導計画による課題や目標の共有を図る。
・臨床発達心理士等専門家と連携し、個々の児童の課題解決を図るために研修を積み、教員の専門性を向上させる。
・個別最適な学びを保障するために、学習用タブレット端末を活用し学習上の負担を軽減する。
・児童、保護者、教職員に向けて教育支援についての理解啓発を推進する。
・小・中一貫教育を踏まえ、継続的・発展的な指導が行われるよう情報共有を行う。